

## 埼玉大学教育学部と埼玉県教育委員会との連携協議会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉大学教育学部と埼玉県教育委員会との連携協力に関する覚書（以下「覚書」という。）第5条の規定に基づき、「埼玉大学教育学部と埼玉県教育委員会との連携協議会」（以下「連携協議会」という。）に関し必要な基本事項を定める。

### (業務)

第2条 連携協議会は、覚書第3条及び第4条に基づき、相互に連携協力して実践的な研究及び活動を行うために必要な基本的事項について協議する。

### (構成)

第3条 連携協議会は、埼玉大学教育学部長（以下「教育学部長」という。）と埼玉県教育委員会教育長が委嘱した別表に定める委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### (委員長)

第5条 連携協議会に委員長を置く。

2 委員長は、埼玉県教育局市町村支援部長（以下「市町村支援部長」という。）をもって充て、会務を総理する。副委員長は、教育学部長をもって充てる。

### (会議)

第6条 連携協議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議の議長は、委員長が当たるものとする。
- 4 会議の会場は、原則として埼玉大学教育学部と埼玉県教育委員会とで、持ち回りとする。

### (幹事会)

第7条 連携協議会の業務を遂行するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に関する事項は別に定める。

(専門部会)

第8条 連携協議会は、第2条にある実践的な研究及び活動を具体的に進めるために必要と認めた場合、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は別に定める。

(事務)

第9条 連携協議会の事務は、埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年3月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年9月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年9月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

<別表> (第3条関係) 連携協議会委員

埼玉大学教育学部	埼玉県教育委員会
教育学部長	市町村支援部長
教育機構教員養成支援センター長	県立学校部副部長 (主管課担当)
教育研究評議員	市町村支援部副部長 (主管課担当)
副学部長	県立総合教育センター総合企画長
専門職学位課程専攻長	県立学校人事課長
学部運営企画室長	高校教育指導課長
教職支援委員会委員長	教職員採用課長
教育実習委員会委員長	特別支援教育課長
教職支援委員会 学校フィールドスタディ担当	小中学校人事課長
教育学部支援室事務長	義務教育指導課長